平成２８年（フ）第１６０９号
札幌市北区篠路１条９丁目１番16号
債務者　中山　拓也
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６１７号
札幌市白石区北郷６条10丁目２番25―101号
債務者　堀田　清美
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９３号
盛岡市仙北３丁目16番33号
債務者　中村　佑貴
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２５５号
岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第10地割36番地３
債務者　伊藤　　準
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２１６号
群馬県前橋市問屋町２丁目８番地３　ダイアパレスピュアステージ新前橋　401号
債務者　白石　美緒（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２２９号
群馬県渋川市北橘町八崎228番地９　Ｆ・ＦＬＡＴ202
債務者　小林　憂香（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９６号
群馬県邑楽郡邑楽町大字狸塚1456番地１　グローバル202
債務者　尾形　良太
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１９０号
群馬県高崎市浜尻町52番地19
債務者　田中　賢治
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第５４号
新潟県村上市大欠20番31号
債務者　小林　直子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第２２５号
静岡県沼津市下香貫下障子3225番地の１　メゾンイワサキ303、前住所静岡県沼津市下香貫林ノ下1995番地の１　エステートピア林ノ下101
債務者　土居　民子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２６２号
静岡県熱海市渚町20番６号　工藤ビル２階、前住所静岡県熱海市下多賀188番地の９　レジデンスアジロ102
債務者　池田　晶子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２５４号
愛知県岡崎市若松町字川向10番地３
債務者　松井　良紀
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２６４号
愛知県安城市和泉町大北67番地１　養護老人ホーム、前住所愛知県安城市末広町２番16号
債務者　渡邉　喜彦
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第４２号
京都府京丹後市峰山町丹波550番地の３
債務者　澁谷　直樹
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第４７号
京都府与謝郡与謝野町字岩屋272番地３
債務者　大野　美帆
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第２３号
京都府福知山市字天田325番地の45、前住所京都府福知山市土師新町１丁目245番地レオパレスセジュールⅢ　204号
債務者　真崎　真衣（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
香川県高松市香川町浅野3494番地１
債務者　長尾日和子（旧姓町川）
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７４号
茨城県高萩市大字島名1710番地の６
債務者　茅根　里江（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
水戸地方裁判所日立支部